

子教第2238号
令和2年12月15日

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育監
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた指導の徹底について (依頼)

12月15日に新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議が開催され、別添のとおり知事メッセージが発出されました。その中で、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて新型インフルエンザ等特別措置法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされました。

これを受け、県立学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた指導の徹底について、本日、別添写しのとおり県立学校へ通知しましたので、参考のため送付します。

貴教育委員会所管の各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう、御指導をお願いします。

問合せ先

教育指導グループ 本間

TEL 045-210-8217

小中学校生徒指導グループ 長田

TEL 045-210-8292



高第 3593 号
令和 2 年 12 月 15 日

各県立学校長 様

教育監

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた指導の徹底について（通知）

12 月 15 日に新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議が開催され、別添のとおり知事メッセージが発出されました。その中で、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて新型インフルエンザ等特別措置法第 24 条 9 項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされました。

各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう、御指導ください。

問合せ先

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話 (045) 210-8260 (直通)

保健体育課

保健安全グループ 岡本、菅沼

電話 (045) 210-8309 (直通)

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話 (045) 210-8276 (直通)

知事メッセージ

今月 11 日、本県の宿泊療養施設で、基礎疾患のない 50 代の患者が亡くなるという事案が発生しました。お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族に心よりお悔やみ申し上げます。

宿泊療養中の方が亡くなられたことは、痛恨の極みであります。

今回の県の対応に関しては、療養者の方を医師や医療機関につなぐ仕組みが、適切に働かなかったという点で、仕組み上の問題があったと言わざるをえず、心よりお詫び申し上げます。

このことについて、県では、毎日の健康観察に加え、安否確認の回数を増やすなど、すぐに対応が可能なことについては、本日から改善に取り組んでいます。

県は、今回の事案を真摯に受け止めるとともに、猛省した上で、県の対応のこういった点に問題があったのかをしっかりと検証し、宿泊療養施設や自宅で療養している皆様が安心して療養できる環境を整備してまいります。

本県の新規感染者は、連日 200 人を超え、11 日には過去最高の 285 人となるなど、改善の兆候は見られません。医療現場では、本県独自の入院基準の見直しも行っていますが、非常に厳しい状況が継続しています。

今はなんとかこなせていても、このまま患者が増え続ければ、今後、皆さんが、けがや病気で、救急対応が必要な際に、受診や治療ができなくなる恐れが出てきます。

私たちが、このことを自分事として受け止めない限り、コロナに打ち勝つことはできません。

コロナを他人事と思わないでください。

自分は、大丈夫と思わないでください。

今こそ、あなたが行動を変えなければ、年末年始に必要な医療を受けられなくなるのが現実になる危機感を持ってください。

こうした状況をご理解いただくとともに、県民や事業者の皆さんに行動変容を強く促すため、県は、改めて、特措法 24 条 9 項に基づき、次の事項を要請します。

〔事業者の皆さんへ〕

○ 4 月の緊急事態宣言時に行った、徹底したテレワークや時差出勤を、今一度行うよう、強く要請します。

また、従業員に対しては、忘年会や新年会など、お酒を伴う懇親会は控えるよう、強く働きかけてください。

○ 12 月 7 日から 17 日までとしていた、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対する、22 時までの時短営業の要請は、令和 3 年 1 月 11 日まで延長します。

なお、要請に応じていただいたお店への協力金も、改めて措置することとし、金額も、1 日あたり 4 万円に増額します。

〔県民の皆さんへ〕

- 全ての県民の皆さんは、M（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板等でしゃへい）・K（距離と換気、冬は加湿）の基本的な感染防止対策を、あらゆる場面で徹底してください。特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識してください。また、人との接触機会を減らすため、外出は可能な限り自粛するよう要請します。
- 社会活動が活発な 20 代から 50 代の方は、感染しても無症状の場合に、意図しない他人への感染や、家庭内感染につながる恐れがあります。そのため、飛沫に無防備になりやすい、酒類を提供する店・カラオケ店や、夜の繁華街には行かないよう、強く要請します。

〔年末年始に向けて〕

- 年末年始は、大人数が一か所に集まる忘年会や新年会は控え、オンライン飲み会にするなど、感染防止を徹底してください。どうしても店で行う場合は、感染防止対策取組書の掲示がある店を利用し、面倒でも、飛沫に徹底用心する「マスク会食」を必ず実践してください。
- 初詣は、三が日にこだわらない分散参拝、箱根駅伝は、テレビやインターネットで熱く応援、高齢者との接触につながるふるさとへの帰省は慎重に。帰省時期の分散、電話やビデオ通話の利用も検討。
など、人との接触機会を減らすことを意識して年末年始を過ごしてください。
- 国は、年末年始において、感染拡大に向け最大限の対策をとるため、今月 28 日から来月 11 日まで、G o T o トラベル事業の適用を全国一斉に一時停止することを決定しました。これに合わせて県は、「かながわ県民割」について、現在の新規販売の一時停止に加え、既存予約への適用を新たに一時停止します。

医療従事者は、年末年始も休むことなく、新型コロナから「いのち」を守るため、懸命に活動しています。県は、年末年始に臨時に開いていただく医療機関に対して、協力金を支給する仕組みを直ちに検討します。本県の感染状況を一日も早く改善するため、引き続き、県民総ぐるみの取組をお願いします。

令和 2 年 12 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治